

令和 7 年度
業務報告書

目 次

■ 令和7年度 企業年金連合会の主な取組	1
Ⅰ. 企業年金ナショナルセンター事業	4
【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動	4
1. 政策委員会の開催	
2. 企業年金制度に係る政策提言活動	
3. 年金広報検討会への参画	
【2】会員支援サービス	5
1. 相談・助言事業	
2. 会員向け役職員研修	
3. 会員への情報提供業務	
4. 会員向けホームページの開設・運営サービスの実施	
5. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進	
【3】私的年金制度普及事業	11
1. 私的年金制度普及促進、認知度向上のための事業	
2. 資産運用立国への対応	
3. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育事業の実施	
4. 企業年金プラットフォーム事業の円滑な実施	
5. 私的年金制度に関する調査及び研究	
Ⅱ. 年金通算センター事業	14
1. 年金通算センター事業の円滑な運営	
2. 年金通算センター事業に係る申請等のオンライン化の推進	
3. 中途脱退者等に係る記録の整備	
4. 裁定請求書未提出者対策の実施	
5. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進	
6. 年金通算事業の状況	
7. 年金相談の実施状況	
8. 連合会通算年金の財政状況	
Ⅲ. 年金資産の管理・運用	25
1. 資産残高	
2. 資産構成割合	
3. 運用利回り	
4. リバランス実施状況	
5. 資産別運用状況	
6. スチュワードシップ活動	
Ⅳ. その他の事業	34
共同運用事業	
Ⅴ. 連合会全体の適切な運営	35
1. 監事及び監査法人による会計監査	
2. コンプライアンス・業務監査の徹底	
3. 人材育成（職員研修）	
4. ISMS 及び BCMS の継続的实施	
5. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施	
6. 地方協議会等の運営支援及び連携強化	
■ 連合会が対処すべき課題	38
■ 連合会の概要	39
■ 連合会の役職員	40

■企業年金ナショナルセンター事業

○企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動

- ・企業年金に関する税制改正事項について、制度別及び設立形態別の政策委員会小委員会での議論等を踏まえ、「令和 8 年度企業年金税制改正に関する要望」を厚生労働省に提出。
- ・厚生労働省の「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」に企業年金連合会理事長が構成員として参加し、議題となった企業年金の加入者のための運用等の見える化等について意見表明。同懇談会における構成員の発言内容等については、企業年金ニュースレターで配信。

○会員支援サービス

- ・企業年金の事業運営の一助となるよう「企業年金セミナー」等の各種セミナーや「総合型企業年金会員懇談会」、「規約型 DB 意見交換会」、「企業型 DC 意見交換会」、「企業年金連合会事業のオンライン説明会」を開催。
- ・会員向け役職員研修について、対面研修と同一内容の講座を動画配信研修にも数多くそろえ、時間や場所の関係で対面研修を受講できない会員のニーズにも対応。また、会員相互間の交流を深めるため情報交換会を拡充。
- ・会員支援サービスを 1 年間無料でトライアル利用できる加入促進策を推進し、新規会員加入の取組を実施。

○私的年金制度普及促進、認知度向上のための事業

- ・私的年金制度の普及促進のため、商工会議所等と連携し、中小企業経営者向けに企業年金導入に向けたセミナーを実施。また、企業人事・労務担当者等を対象とした東京及び大阪開催の福利厚生 EXPO に出展し、私的年金制度の理解、導入を促進。
- ・企業年金制度の周知とその普及促進、並びにアセットオーナー・プリンシプルの受入れ表明の促進を図るため、広く関係者に訴求可能な全国紙・金融専門雑誌に広告を掲載したほか、「企業年金シンポジウム」を開催。

○資産運用立国への対応

- ・企業年金スチュワードシップ推進協議会の専用ウェブサイトを開設し、運用機関のスチュワードシップ活動に関するアンケートやサマリーレポート等の情報提供を行うとともに、勉強会（4回）や運用機関のスチュワードシップ活動に関する合同説明会を開催（23社）し、協働モニタリングを実施。
- ・確定給付企業年金等が管理運用業務を適正に執行する観点から、適切な資質を持った人材を計画的に登用・配置・育成するために、全ての企業年金役職員を対象とした資産運用に関する研修講座の動画配信（無料）を継続的に実施。

○確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育事業の実施

- ・企業型確定拠出年金向けには、契約企業の加入者を対象にライブ配信セミナーを計8回、訪問セミナーを計10回開催。また年代別、テーマ別のeラーニングコンテンツを引き続き配信。
- ・個人型確定拠出年金向けには、個人型確定拠出年金加入者等を対象にライブ配信セミナーを計3回開催。また「動画で学ぶ iDeCo 特設サイト」にeラーニングコンテンツを引き続き配信。

○企業年金プラットフォーム事業の円滑な実施

- ・企業型確定拠出年金を実施する事業主及び確定給付企業年金等を実施する事業主・基金と、国民年金基金連合会との情報連携を行うための企業年金プラットフォーム事業を円滑に実施。

■年金通算センター事業

○年金通算センター事業の円滑な運営

- ・年金の裁定及び支払事務の効率化を図りつつ、確実な年金支給を実施。
- ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、マイナンバーを収集し、税務署等に提出する法定調書にマイナンバーを記載実施。
- ・移換される中途脱退者等の記録を確実に承継し、適正に管理。

○年金通算センター事業に係る申請等のオンライン化の推進

- ・令和7年12月に、裁定請求及び住所変更届等のオンライン申請を開始。
- ・オンライン申請の利用登録者数は約4万人。

○裁定請求書未提出者対策の実施

- ・現住所不明により裁定請求書が届いていない方等について、日本年金機構及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から住所情報を取得し、裁定請求書を送付。
- ・年金見込額等を記載した案内文書の裁定請求書への同封対象を、令和7年6月から原則として全ての方に拡大。

○通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進

- ・連合会ホームページ内の「通算企業年金特設ページ」を案内するためのWeb広告を実施したほか、チラシ・二次元バーコードシールを引き続き企業年金関係者に配布。中途退職者に特設ページや特設ページ内の動画を閲覧していただくことで、連合会の認知度向上及びポータビリティ制度や通算企業年金に対する理解の醸成を図り、通算企業年金への移換を促進。

■年金資産の管理・運用

○効率的な運用

- ・インハウス運用を活用しながら、効率的なキャッシュマネジメント及びリバランスを実施。
- ・マネジャー評価を踏まえマネジャー・ストラクチャーの見直しを必要に応じて実施。

○スチュワードシップ活動の充実

- ・インハウス国内株式パッシブ運用では、協働エンゲージメントを中心に、投資先企業との建設的な対話を実施。
- ・委託先運用機関のスチュワードシップ活動のモニタリングを実施。

I. 企業年金ナショナルセンター事業

【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動

1. 政策委員会の開催

政策委員会及び各小委員会を開催。企業年金運営の重要事項を調査・審議し、提言等を取りまとめ。

委員会の開催状況

委員会名称	開催回数	主な内容
政策委員会	2	・委員長・副委員長の選任 ・企業年金の運用状況の見える化(情報開示)について
総合型企業年金小委員会	1	・委員長・副委員長の選任 ・税制改正に関する政策提言
単独・連合型企業年金小委員会	2	・委員長・副委員長の選任 ・税制改正に関する政策提言 ・副委員長の選任
確定拠出年金小委員会	1	・委員長・副委員長の選任 ・税制改正に関する政策提言

2. 企業年金制度に係る政策提言活動

企業年金制度の税制上の課題について、総合型企業年金小委員会、単独・連合型企業年金小委員会及び確定拠出年金小委員会においてそれぞれ取りまとめた提言を基に、「令和8年度企業年金税制改正に関する要望」として厚生労働省に提出（7月）。

厚生労働省の「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」に企業年金連合会理事長が構成員として参加し、「企業年金の加入者のための運用等の見える化」の議論に際して、「企業年金の運用の見える化に対する意見 骨子」を提出し、意見を表明（10月）したほか、「DBにおけるインフレ抵抗力の確保に係る取組事例」について意見を表明（1月）。

また、同懇談会における構成員の発言内容等を企業年金ニュースレターで配信。

3. 年金広報検討会への参画

厚生労働省主催の「年金広報検討会」に、企業年金連合会審議役がオブザーバーとして参加し、連合会の年金広報に関する取組について報告（4月、7月、3月）。また、年金広報に関する組織横断的なプロジェクトチームに参加。

【2】会員支援サービス

1. 相談・助言事業

（1）制度運営等に関する相談・助言

会員からの制度運営、年金実務等についての相談・助言を電話や E メール、来訪等により実施（1,616 件）

（2）相談事例集の掲載

制度改正等に伴い、過去の相談事例の更新を行うとともに、新たな相談事例を追加し、ホームページに掲載（6 回更新）。

（3）確定拠出年金に関するコンサルティングサービスの実施

確定拠出年金における法律改正事項や継続投資教育などについて、専門の相談窓口によるコンサルティングサービスを実施（162 件）。

（4）企業年金の年金財政・制度設計に関する相談

年金財政の現状把握及び後継制度への移行方法や給付設計などについて、中立的な立場で応じる個別相談を実施（3 件）。

（5）総合型企業年金への支援

中小企業の退職給付制度の受け皿となる総合型企業年金の事業運営の一助となるよう、「総合型企業年金会員懇談会」を開催。意見交換会と情報交換会（任意参加）を東京と大阪の各会場で対面にて開催（3 月）。

（6）規約型 DB 意見交換会の開催

規約型確定給付企業年金の事業運営の一助となるよう、「規約型 DB 意見交換会」をオンライン（ライブ配信、動画配信）で開催（8 月）。

(7) 企業型 DC 意見交換会の開催

企業型確定拠出年金の事業運営の一助となるよう、「企業型 DC 意見交換会」をオンライン（ライブ配信、動画配信）で開催（7月）。

(8) eラーニングの配信

新たに規約型確定給付企業年金の担当者向けの e ラーニングシリーズを開始し、3つのコンテンツ（6本の e ラーニング）をホームページに掲載。

2. 会員向け役職員研修

(1) 役職員研修の実施状況

対面研修と同内容の講座を動画配信研修として多数提供し（30 講座中 23 講座）、時間や場所の制約により、対面研修を受講できない会員のニーズにも対応。

また、役職員セミナー（常務理事・運営責任者、事務長・事務責任者、中堅職員）について、会場に出向かず Web での受講もできるよう対面研修のライブ配信を実施。

① 実施状況

研修区分	講座	回数・件数
対面研修 (うちライブ配信)	30 講座 (3 講座)	44 回 (3 回)
動画配信研修	33 講座	33 回

② 参加者数（延べ）

研修区分	令和4年度	5 年度	6 年度	7 年度
対面研修 (うちライブ配信)	515 名 (26 名)	817 名 (23 名)	915 名 (31 名)	891 名 (36 名)
動画配信研修	1,763 件	1,729 件	1,516 件	1,561 件

(2) 研修等の再編・増設

① 「業務マニュアル作成研修」(対面)の再編・増設

新たなカリキュラムを追加し、半日から1日研修に再編。実施回数を1回から2回に増やし、東京・大阪の2か所で開催。

② 情報交換会の拡充

会員相互の交流を深めるため、全ての役職員セミナーにおいて情報交

換会を実施。

(3) 企業年金管理士（確定拠出年金）認定試験の実施

「企業年金管理士（確定拠出年金）研修」を、東京、大阪で開催。認定試験に合格した者18名を「企業年金管理士（確定拠出年金）」として登録。

また、企業年金管理士（確定拠出年金）更新対象者169名に対し、更新研修を動画配信により実施し、151名が更新（令和7年度末の企業年金管理士の登録件数は320名）。

3. 会員への情報提供業務

(1) 企業年金セミナー等の開催

① 企業年金連合会事業のオンライン説明会

企業年金の事務担当者を対象に、連合会の会員支援サービスや、情報提供、トライアル利用のすすめ、企業年金ネットワーク、連合会への移受換事務等の手続き等の説明を動画配信で開催（10月）。

② 企業年金セミナー

退職給付制度改革の急務となる5つのポイントをテーマとして制度見直しの方向性や直近の企業年金制度改正の内容について解説したセミナーを対面及びオンライン（ライブ配信、動画配信）で開催（10月、東京）。

また、企業年金担当者の心得や、企業年金担当者から連合会コンサルティング室に寄せられた相談事例に基づく実務上の悩みや困りごとについて解説したセミナーを対面及びオンライン（ライブ配信、動画配信）で開催（1月、宮城）。

さらに、各回の第2部では、連合会の会員支援事業（企業年金に関する各種情報の提供、相談・助言、研修事業等）及び会員支援サービスのトライアル利用を案内。

③ 企業型DC担当者セミナー

企業型確定拠出年金の制度運営について、現状と課題、法律改正の内容や「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」での議論を踏まえた今後の施策ポイントについて解説したセミナーを対面及びオンライン（ライブ配信、動画配信）で開催（12月、大阪）。

(2) 企業年金の実態に関する統計調査

① 企業年金実態調査の実施

確定給付企業年金及び厚生年金基金に対し、資産運用及び財政・事業運営に関する実態調査を実施し、会員等に調査結果を報告（12月）。

② 企業型確定拠出年金実態調査の実施

企業型確定拠出年金に対し、運営状況や投資教育の実施状況等に関する実態調査を実施し、会員等に調査結果を報告（3月）。

③ 総合型企業年金の業務経理等に関するアンケート調査の実施

総合型企業年金の会員に対し、業務経理等に関するアンケート調査を実施し、会員に調査結果を報告（12月）。

④ その他

財政・事業運営に係る統計資料をホームページに掲載。

(3) 「企業年金に関する基礎資料」の発行

企業年金制度全般から公的年金制度や海外の年金制度に至るまで、各制度の解説及び年金制度に関する情報・データを網羅。企業年金等の最新の動向や連合会が実施する実態調査結果等を掲載（2月）。

(4) 企業年金に関する最新情報の提供

- ・月刊「企業年金」（年10回、7・8月号及び1・2月号は合併号）及び企業年金ニュースレター（85回配信）により、企業年金に関する有益な情報をタイムリーに提供。
- ・確定拠出年金を実施する会員向けに、「DC FILE」を6回配信。

(5) 「企業年金受託者責任ハンドブック（第三版）」の作成

令和7年1月に「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」が改訂されたことを受け、「企業年金受託者責任ハンドブック（第三版）」を作成し、ホームページに掲載（7月）。

(6) 資産運用に関する情報提供

生命保険会社一般勘定の資産運用状況及びグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS基準）に基づく運用受託機関プロダクト情報について調査を実施し、ホームページに掲載（9月、10月）。

(7) 年金給付関係の情報提供

① 被保険者記録照会件数 (昭和42年6月から実施)

令和4年度	5年度	6年度	7年度
1,311 件	1,546 件	7,605 件	1,388 件

② 支給停止・死亡情報提供件数 (平成7年6月から実施)

令和4年度	5年度	6年度	7年度
2,003,875 件	1,873,020 件	1,901,602 件	1,819,650 件

③ 養育特例期間に係る情報提供件数 (平成17年8月から実施)

令和4年度	5年度	6年度	7年度
3,412 件	3,651 件	3,364 件	3,415 件

④ 老齢厚生年金裁定情報提供件数 (平成19年7月から実施)

令和4年度	5年度	6年度	7年度
210,644 件	208,940 件	194,001 件	195,092 件

⑤ 繰下げ支給情報に係る情報提供件数 (平成20年6月から実施)

令和4年度	5年度	6年度	7年度
55,068 件	64,842 件	89,953 件	108,269 件

⑥ 被保険者等住所照会件数

(厚生年金基金は平成20年4月から、DB・DCは平成22年1月から実施)

令和4年度	5年度	6年度	7年度
463,254 件	533,151 件	1,495,811 件	502,480 件

⑦ 被保険者新規裁定者情報照会件数 (平成20年11月から実施)

令和4年度	5年度	6年度	7年度
6,934 件	5,425 件	5,370 件	8,389 件

⑧ 繰上げ支給情報に係る情報提供件数 (平成25年5月から実施)

令和4年度	5年度	6年度	7年度
2,610 件	2,997 件	4,345 件	7,009 件

⑨ 住民基本台帳ネットワーク情報の提供件 (人) 数 (平成25年4月から実施)

事項	令和4年度	5年度	6年度	7年度
住所 (生存情報)	5,480,217 件	6,231,975 件	7,064,338 件	8,308,698 件
個人番号	334,958 人	322,074 人	351,050 人	374,282 人

4. 会員向けホームページの開設・運営サービスの実施

会員の加入者等に対する情報開示を支援するため、ホームページ開設・運営サービスを実施。令和7年度は20会員から申込みを受け、前年度の申込みを含めた10会員のホームページをリリース（令和7年度末時点で、320会員が利用）。

また、会員のニーズを踏まえ、モバイル端末用レイアウト表示や災害時伝言板対応などの機能改修を行うとともに、サービス利用の拡大を図るための勧奨活動を実施。

5. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進

会員の維持及び新規会員の加入推進のため、電話やメールのほか、Web 会議や訪問にて、情報提供等の取組を実施。

また、会員支援サービスについては、1年間無料のトライアル利用による加入促進策を推進し、新規会員の加入に向けた取組を実施。

- ・会員への電話、メール等による情報提供活動を実施（計219回）。
- ・非会員の企業年金に対し、電話、メール等による情報提供活動を実施（計687回）し、14会員（確定給付企業年金11、確定拠出年金3）が新規加入、31企業年金（確定給付企業年金20、確定拠出年金11）からトライアル利用の申込み。

会員数		(会員)			
制 度	令和4年度末	5年度末	6年度末	7年度末	
合計	1,212	1,206	1,205	1,206	
確定給付企業年金	1,013	1,007	1,007	1,005	
確定拠出年金	194	195	194	197	
厚生年金基金	5	4	4	4	
新規会員入会数の推移	9	6	15	14	

【3】私的年金制度普及事業

1. 私的年金制度普及促進、認知度向上のための事業

企業年金制度の未実施企業を対象とした私的年金制度の普及促進、認知度向上のため、福利厚生 EXPO（東京：幕張メッセ、9 月、3 日間、大阪：インテックス大阪、11 月、3 日間）に出展。東京ではパンフレット 1,867 部を配布し、個別相談 112 件、大阪ではパンフレット 2,055 部を配布し、個別相談 78 件を実施。

また、私的年金制度の普及と認知度向上のため、大阪商工会議所（6 月）及び仙台商工会議所（9 月）と連携し、中小企業経営者向けに企業年金導入に向けたセミナーを実施。また、新潟県社会保険労務士会主催の研修において講演を行い（2 月）、さらに、福岡市及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）と企業年金導入セミナーを共同開催（2 月）。

企業年金制度の周知とその普及促進、並びにアセットオーナー・プリンシプルの受入れ表明の促進を図るため、広く関係者に訴求可能な日本経済新聞（8 月）及び金融専門雑誌 2 誌（9 月、12 月）にそれぞれ広告を掲載したほか、「企業年金シンポジウム」を日経ホールにて開催（12 月）。同シンポジウムには会場参加 189 名、ライブ配信に 415 名が参加。開催後、日本経済新聞に採録広告を掲載（1 月）、1 年間アーカイブ配信も行うことで広く周知を実施。

2. 資産運用立国への対応

（1）企業年金のスチュワードシップ活動の推進

企業年金スチュワードシップ推進協議会ウェブサイトを開設（4 月）し、会員専用ページに協働モニタリング参加運用機関の一覧を公開するとともに、当該運用機関のスチュワードシップ活動に関するアンケートやサマリーレポート等を掲載し、情報提供を拡充（10 月）。

また、スチュワードシップ活動等に関する勉強会を 4 回、運用機関のスチュワードシップ活動に関するモニタリングを行う合同説明会を参加運用機関 23 社と実施（10 月～3 月）。

さらに、企業年金スチュワードシップ推進協議会として、金融庁に対し

「日本版スチュワードシップ・コード(第三次改訂版)」の受入れを表明(12月)。

令和7年度末の企業年金スチュワードシップ推進協議会の加入企業年金数は322(正会員284、協力会員38)。

(2) 資産運用に関する研修講座の動画の無料配信

令和7年1月に改正された「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」において、管理運用業務を適正に執行する観点から、「適切な資質を持った人材」の例として、「連合会等が実施する研修受講歴を有している人材」が挙げられたことから、全ての企業年金役職員を対象に、資産運用に関する研修講座の動画配信(無料)を継続的に実施(全4動画合計視聴回数:2,415)。受講終了者には受講証を交付。

3. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育事業の実施

(1) 企業型確定拠出年金

年代別ライブ配信セミナーを計8回開催し、講師が企業を訪問して実施する訪問セミナーを計10回開催。また、テーマ別eラーニングコンテンツを1本更新、1本追加。

また、投資教育サービス利用企業向けに、サービスの概要や各サービスの利用方法などに関するオンライン説明会を実施(7月)。令和7年度末時点の契約事業主数は738件。

(2) 個人型確定拠出年金

国民年金基金連合会から投資教育業務を受託し、個人型確定拠出年金加入者向けにライブ配信セミナーを3回開催。

iDeCo投資教育専用サイト「動画で学ぶiDeCo特設サイト」にeラーニングコンテンツを引き続き配信。

4. 企業年金プラットフォーム事業の円滑な実施

企業型確定拠出年金を実施する事業主及び確定給付企業年金等を実施する事業主・基金と、国民年金基金連合会との情報連携を行うための企業年金

プラットフォーム事業を円滑に実施。

5. 私的年金制度に関する調査及び研究

私的年金制度の普及・発展を目的とした企業年金に関する調査の趣旨に鑑み、米国の年金バイアウトの構造に関する日本の企業年金への示唆について考察。また、私的年金制度の普及促進策や企業年金の発展に資する施策等について調査研究を実施。

Ⅱ. 年金通算センター事業

1. 年金通算センター事業の円滑な運営

(1) 年金受給者への確実な年金支給

年金の裁定及び支払事務の効率化を図りつつ、約 893 万人（令和 7 年度末）の受給者に対して確実な年金支給を実施。

(2) 年金受給者のマイナンバー（個人番号）対応

税務署等に提出する法定調書へ記載するための年金受給者のマイナンバーを地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から新規裁定時に取得。令和 7 年度は、約 36 万人分のマイナンバーを収録。

(3) 法律改正等の対応と的確なシステム開発

基礎控除の引上げや特定親族特別控除の創設その他の税制改正に伴う所要の開発のほか、国際標準規格に基づく外国送金用ファイルを作成するための開発を実施。

また、企業年金ネットワークを通じて提出されたファイルをシステムでチェックし、その結果を企業年金に自動で連携する開発を実施。

(4) 確定給付企業年金等からの記録の確実な承継

確定給付企業年金等から移換される中途脱退者等の記録を確実に承継し、適正に管理。令和 7 年度は、約 8 千件の記録を受換。

(5) 年金給付等に係る数理業務の実施

連合会年金経理における責任準備金の算定や将来のキャッシュフロー推計等を実施。

また、確定給付企業年金経理の安定的な財政運営を行うため、通算企業年金の予定利率等の継続的な検証を実施。

2. 年金通算センター事業に係る申請等のオンライン化の推進

令和 7 年 12 月に、裁定請求及び住所変更届等のオンライン申請を開始。

オンライン申請（源泉徴収票の交付、裁定請求及び住所変更届等の手続き）のための利用登録者数は約 4 万人。

3. 中途脱退者等に係る記録の整備

基礎年金番号等の訂正処理や、国の記録が訂正された場合に提供される情報に基づく訂正を実施。

4. 裁定請求書未提出者対策の実施

令和7年度は裁定請求書未提出者に対し、以下の対策を実施。なお、令和7年度末における裁定請求書未提出者数は約103万人。

(1) 裁定請求書の送付

① 日本年金機構からの住所情報取得後の裁定請求書送付

- (ア) 令和7年度に支給開始年齢に到達する方について、あらかじめ日本年金機構から住所情報を取得し、支給開始年齢到達月に裁定請求書を送付（約28万件）。
- (イ) 上記（ア）において、住所情報が取得できなかった方、裁定請求書が転居先不明等により返戻された方について、一定期間経過後に再度、日本年金機構から住所情報を取得し、裁定請求書を送付（約1千件）。
- (ウ) 令和5年度までの受給権を取得した者であって、令和7年4月1日時点における裁定請求書の不達者について、日本年金機構から住所情報を取得し、裁定請求書を送付（約1.4万件）。

② 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの住所情報取得後の裁定請求書送付

裁定請求書の不達者について、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会結果に基づき本人確認の調査を行い、確認が取れた方について、裁定請求書を送付（約3千件）。

③ 再送付の拡充等

- (ア) 請求保留者について、一定期間経過後に裁定請求書を再送付（約7万件）。
- (イ) 年金見込額等を記載した案内文書の裁定請求書への同封の対象を、令和7年6月から原則として全ての方に拡大。
- (ウ) 裁定請求書の提出内容に不備があり、その旨をお知らせした後、請求

がなかった方について、裁定請求書を再送付（約 3 千件）。

（2）ホームページを活用した年金記録の確認

連合会ホームページから年金記録の確認を行うことができるサービスを実施。

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
年金記録の確認	54,150 件	59,287 件	54,448 件	72,027 件

（3）日本年金機構との連携

連合会老齢年金の請求を呼びかけるために作成した広報チラシを、年金事務所及び街角の年金相談センターへ送付（約 13 万枚）。

5. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進

連合会ホームページ内の「通算企業年金特設ページ」では、ポータビリティ制度の仕組みを解説する動画や通算企業年金の特徴などを分かりやすく解説する動画を公開しており、それらのコンテンツをより多くの中途脱退者等に閲覧していただくための方策として、特設ページを案内するためのWeb 広告を実施したほか、チラシと二次元バーコードシールを引き続き企業年金関係者に配布。中途退職者等に特設ページや動画を閲覧していただくことで、連合会の認知度向上及びポータビリティ制度や通算企業年金に対する理解の醸成を図り、通算企業年金への移換を促進。

6. 年金通算事業の状況

(1) 確定給付企業年金

① 中途脱退者の受換状況の推移

令和7年度末時点の受換件数累計、は、約13万件。

事 項	令和4年度	5年度	6年度	7年度
受換件数	7,776 件	7,565 件	7,219 件	6,693 件
受換額	86 億 8 千万円	78 億 1 千万円	83 億 8 千万円	73 億円

② 終了制度加入者等の受換状況の推移

令和7年度は、制度終了した18の確定給付企業年金から受換。

事 項	令和4年度	5年度	6年度	7年度
受換件数	411 件	510 件	95 件	249 件
残余財産分配金交付額	24 億円	58 億円	22 億円	17 億円

※「終了制度加入者等」とは、確定給付企業年金が終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。

③ 確定給付企業年金への移換状況の推移

事 項	令和4年度	5年度	6年度	7年度
移換件数	14 件	12 件	18 件	15 件
移換額	1,187 万円	1,595 万円	1,429 万円	2,113 万円

④ 通算企業年金受給者（確定給付企業年金）の状況の推移

事 項	令和4年度	5年度	6年度	7年度
中途脱退者に係る受給者数	6,223 人	7,282 人	8,159 人	8,804 人
終了制度加入者等に係る受給者数	10,214 人	10,383 人	10,380 人	10,273 人

※中途脱退者に係る受給者数には経過的基本加算年金受給者が、終了制度加入者等に係る受給者数には経過的代行加算年金受給者が含まれる。

(2) 確定拠出年金

① 企業型確定拠出年金の加入者であった者の受換状況の推移

令和7年度末時点の受換件数累計は、約3千件。

事 項	令和4年度	5年度	6年度	7年度
受換件数	740 件	633 件	667 件	603 件
受換額	3 億 7 千万円	10 億 3 千万円	9 億 2 千万円	10 億 8 千万円

※令和4年5月から受換開始。

② 確定拠出年金への移換状況の推移

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
移換件数	344 件	271 件	257 件	249 件
移換額	4 億 6 千万円	4 億 2 千万円	3 億 8 千万円	5 億 2 千万円

③ 通算企業年金受給者（企業型確定拠出年金）の状況の推移

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受給者数	4 人	18 人	19 人	22 人

(3) 厚生年金基金

① 中途脱退者の受換状況の推移

令和 7 年度末時点の受換件数累計は、約 2,928 万件。

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受換件数	293 件	245 件	171 件	202 件
受換額	8 千万円	7 千万円	5 千万円	6 千万円
うち脱退一時金相当額に係る交付件数及び交付額	242 件	238 件	169 件	202 件
	8 千万円	7 千万円	5 千万円	6 千万円

※「受換件数」及び「受換額」には、本来、平成 25 年度以前に受理されるべきであったものも含まれる。

② 解散基金加入員の受換状況の推移

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受換件数	0 件	0 件	0 件	0 件
残余財産分配金交付額	0 円	0 円	0 円	0 円

③ 厚生年金基金への移換状況の推移

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
移換件数	163 件	99 件	159 件	114 件
移換額	1 億 4 千万円	8 千万円	1 億 5 千万円	1 億円
うち年金給付等積立金及び積立金（加算部分）の移換件数及び移換額	46 件	34 件	51 件	40 件
	2 千万円	1 千万円	3 千万円	1 千万円

④ 基本年金受給者の状況の推移

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受給者数	7,538,865 人	7,788,881 人	7,877,190 人	8,037,154 人
新規裁定者数	294,061 人	411,495 人	274,406 人	332,809 人
年金等支給額	3,909 億円	3,997 億円	4,195 億円	4,289 億円

※「年金等支給額」は、基本年金及び基本加算年金並びに基本加算年金に係る選択一時金及び死亡一時金の合計額である。

⑤ 代行年金受給者の状況の推移

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受給者数	1,029,866 人	1,024,217 人	1,018,888 人	1,004,839 人
新規裁定者数	24,434 人	31,689 人	35,272 人	25,195 人
年金等支給額	4,604 億円	4,538 億円	4,515 億円	4,446 億円

※「年金等支給額」は、代行年金及び代行加算年金並びに代行加算年金に係る選択一時金及び死亡一時金の合計額である。

⑥ 基本加算年金等受給者の状況の推移

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
基本加算年金受給者数	168,693 人	177,872 人	184,230 人	191,456 人
代行加算年金受給者数	178,238 人	175,182 人	171,454 人	166,765 人
中途脱退者に係る通算企業年金受給者数	20,516 人	22,492 人	23,849 人	25,228 人
解散基金加入員に係る通算企業年金受給者数	148,085 人	147,124 人	145,353 人	142,420 人

※各受給者数は項目ごとに集計しているため、同一の者が複数の項目に重複して計上されている。

7. 年金相談の実施状況

年金相談の実施状況の推移

事 項	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
来訪相談件数	2,670 件	2,826 件	2,787 件	2,508 件
文書相談件数 (うちメール相談件数)	35,443 件 (11,634 件)	43,139 件 (18,257 件)	43,547 件 (18,304 件)	47,505 件 (21,524 件)
(うちチャットサービス)	(3,488 件)	(4,692 件)	(5,110 件)	(6,434 件)
電話相談件数	704,357 件	799,924 件	773,717 件	793,361 件

8. 連合会通算年金の財政状況

(1) 令和7年度の財政状況

① 厚生年金基金基本年金経理

連合会通算年金（厚生年金基金基本年金経理）
のバランスシート（令和7年度末）

純資産額 12兆6,638億円	責任準備金 9兆7,553億円 責任準備金（プラスアルファ部分） 2兆1,424億円 最低責任準備金 7兆6,129億円
	基本金 2兆9,085億円

◆純資産額（※1）	12兆6,638億円
◆責任準備金（※2）	9兆7,553億円
◆基本金	2兆9,085億円
・中途脱退者受換金	0億円
・給付費（年金及び一時金）	8,957億円
・運用収益	1兆4,977億円
・令和7年度末純資産額	12兆6,638億円 (前年度比 7,962億円増)
・責任準備金	9兆7,553億円 (前年度比 4,940億円増)
・基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	2兆9,085億円 (前年度比 3,022億円増)

（※1）純資産額は、各年金経理において次式により算出される。

純資産額 = 流動資産 + 固定資産（時価）－ 流動負債 － 支払備金

（※2）責任準備金は、各年金経理において連合会が決算時点で負っている年金給付（代行部分、プラスアルファ部分、通算企業年金等）等に係る債務である。

特に、厚生年金基金基本年金経理の責任準備金は次式により算出される。

責任準備金 = 責任準備金（プラスアルファ部分）＋ 最低責任準備金

② 厚生年金基金加算年金経理

連合会通算年金（厚生年金基金加算年金経理） のバランスシート（令和 7 年度末）

純資産額 2,395 億円	責任準備金 2,091 億円
	基本金 304 億円

◆純資産額	2,395 億円
◆責任準備金	2,091 億円
◆基本金	304 億円
・ 中途脱退者受換金及び解散基金の受換金	1 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	72 億円
・ 運用収益	119 億円
・ 令和 7 年度末純資産額	2,395 億円
	（前年度比 47 億円増）
・ 責任準備金	2,091 億円
	（前年度比 32 億円減）
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	304 億円
	（前年度比 78 億円増）

③ 確定給付企業年金経理

連合会通算年金（確定給付企業年金経理） のバランスシート（令和 7 年度末）

純資産額 2,999 億円	責任準備金 2,529 億円
	基本金 471 億円

◆純資産額	2,999 億円
◆責任準備金	2,529 億円
◆基本金	471 億円
・ 中途脱退者受換金及び終了した確定給付企業年金の受換金	99 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	68 億円
・ 運用収益	120 億円
・ 令和 7 年度末純資産額	2,999 億円 (前年度比 145 億円増)
・ 責任準備金	2,529 億円 (前年度比 73 億円増)
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	471 億円 (前年度比 71 億円増)

④ 年金経理（合計）

連合会通算年金（年金経理（合計）） のバランスシート（令和 7 年度末）

純資産額 13 兆 2,032 億円	責任準備金 10 兆 2,172 億円 （責任準備金（プラスアルファ部分） 2 兆 6,043 億円 最低責任準備金 7 兆 6,129 億円）
	基本金 2 兆 9,860 億円

◆純資産額	13 兆 2,032 億円
◆責任準備金	10 兆 2,172 億円
◆基本金	2 兆 9,860 億円

・中途脱退者受換金、解散基金の受換金 及び終了した確定給付企業年金の受換金	99 億円
・給付費（年金及び一時金）	9,098 億円
・運用収益	1 兆 5,216 億円
・令和 7 年度末純資産額	13 兆 2,032 億円 (前年度比 8,153 億円増)
・責任準備金	10 兆 2,172 億円 (前年度比 4,982 億円増)
・基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	2 兆 9,860 億円 (前年度比 3,171 億円増)

(2) 積立水準の状況

◆純資産額／責任準備金

① 厚生年金基金基本年金経理	129.8% (128.1%)
② 厚生年金基金加算年金経理	114.5% (110.6%)
③ 確定給付企業年金経理	118.6% (116.3%)
④ 年金経理（合計）	129.2% (127.5%)

◆純資産額／最低責任準備金

① 年金経理（合計）	173.4% (174.3%)
② 厚生年金基金基本年金経理＋厚生年金基金加算年金経理	169.5% (170.3%)

※括弧内は、令和 6 年度の値である。

純資産額の責任準備金に対する比率（将来にわたり財政均衡を保つため必要な積立金保有の目安となる数値）は、厚生年金基金基本年金経理で 129.8%、厚生年金基金加算年金経理で 114.5%、確定給付企業年金経理で 118.6%、年金経理全体で 129.2%。純資産額の最低責任準備金に対する比率（代行部分の給付に必要な積立金の何倍の積立金を保有しているかを示す数値）は年金経理（合計）で 173.4%、厚生年金基金基本年金経理＋厚生年金基金加算年金経理で 169.5%であった。

厚生年金基金基本年金経理について、運用利回り 12.44%に対し、責任準備金の利率は、代行部分 15.85%（最低責任準備金の算出に用いられる厚生年金

本体（年金特別会計厚生年金勘定、以下同様）の運用利回り）、プラスアルファ部分 4.75%（責任準備金（プラスアルファ部分）の平均的な予定利率）であった。運用利回りが規模の大きい代行部分について厚生年金本体の運用利回りを下回ったが、プラスアルファ部分の平均的な予定利率を上回り、さらに基本金に係る運用収益があることから積立水準は上昇する結果となった。

厚生年金基金加算年金経理については、平均的な予定利率 1.93%に対して、同経理の運用利回りが 5.08%と上回ったことから積立水準は前年度に比べ上昇した。

確定給付企業年金経理については、平均的な予定利率 1.76%に対して、同経理の運用利回りが 4.17%と上回ったため、積立水準は前年度に比べ上昇した。

最低責任準備金に対する純資産額の比率について、年金経理合計の運用利回りは 12.11%であり、最低責任準備金の算出に用いられる厚生年金本体の運用利回り 15.85%を下回ったことから、最低責任準備金に対する純資産額の比率は前年度に比べ低下した。

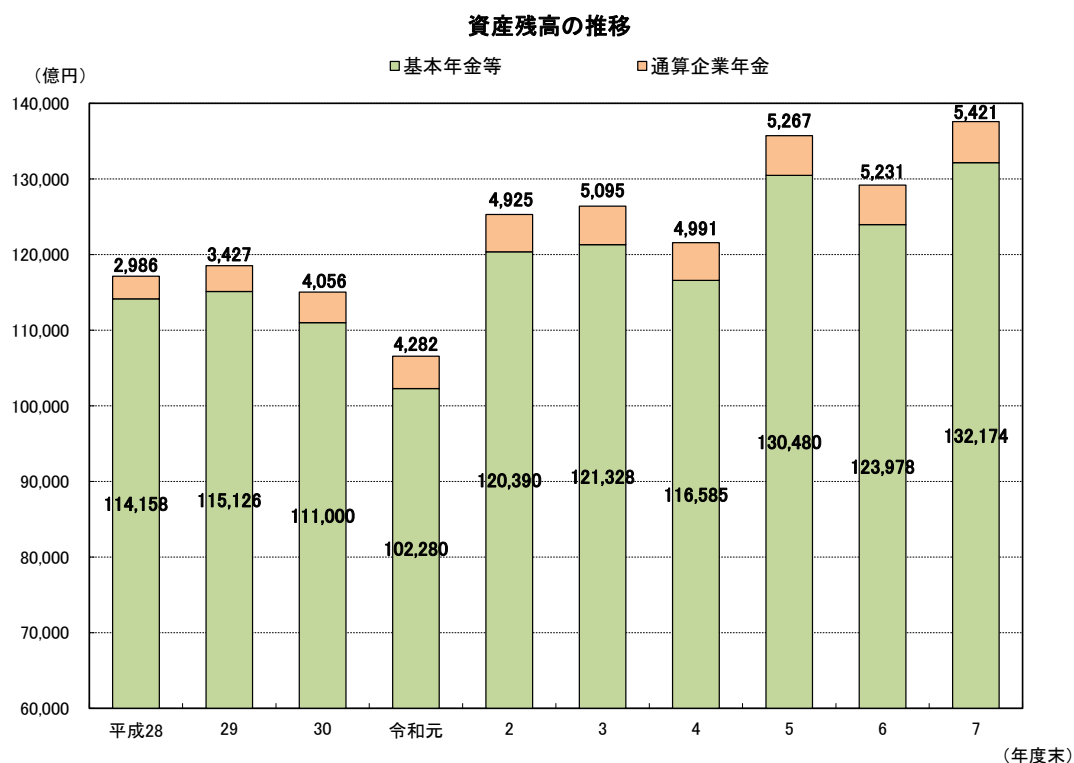
Ⅲ. 年金資産の管理・運用

(年金経理における「固定資産」に関する報告)

1. 資産残高

◆資産残高（令和7年度末）

基本年金等	13兆2,174億円
通算企業年金	5,421億円



2. 資産構成割合

(1) 基本年金等

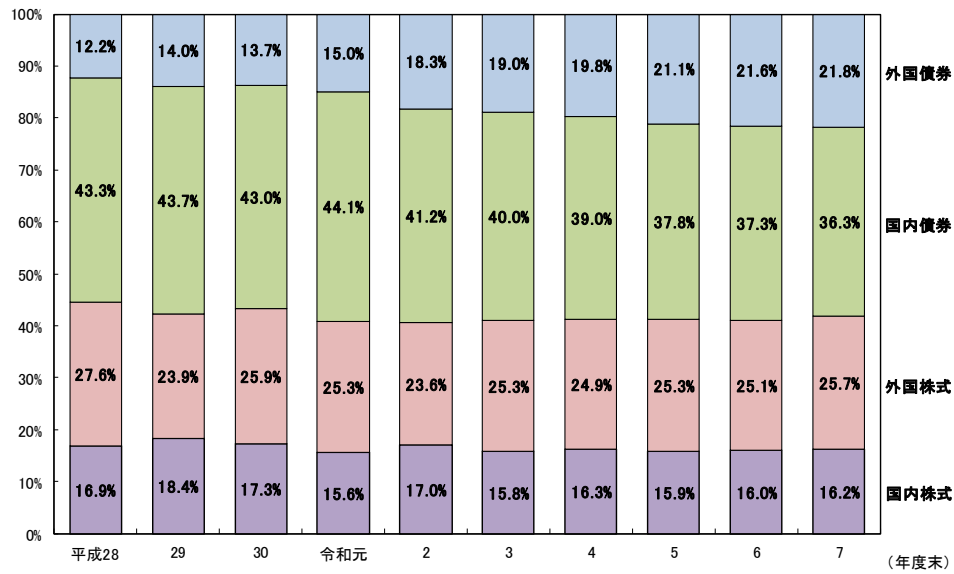
◆資産構成割合（令和7年度末）

内外株式	41.9%
国内株式	16.2%
外国株式	25.7%
内外債券	58.1%
国内債券	36.3%
外国債券	21.8%

◆政策アセットミックス基準値

内外株式	40.0%
内外債券	60.0%

資産構成割合の推移<基本年金等>



(2) 通算企業年金

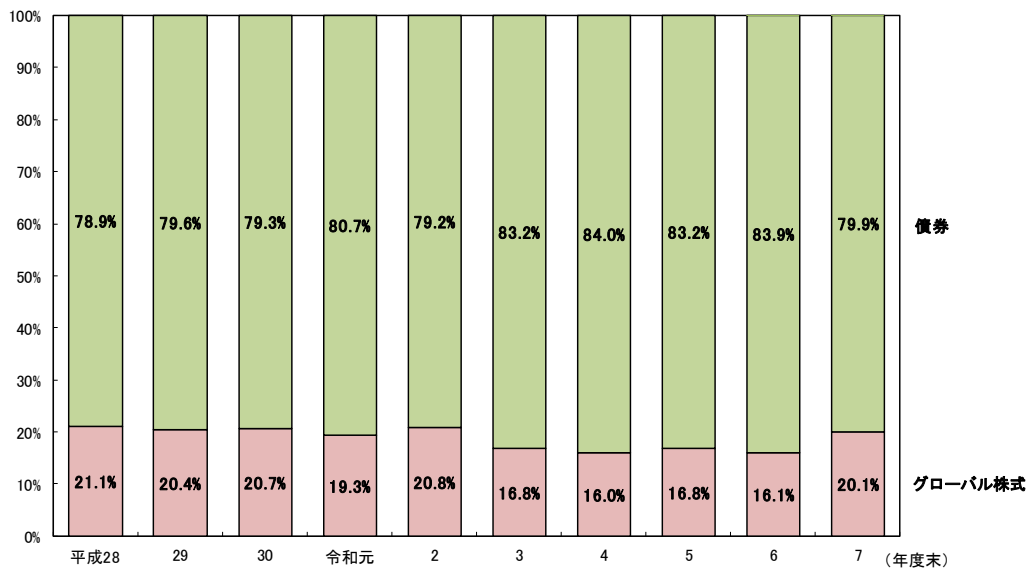
◆資産構成割合（令和7年度末）

グローバル株式	20.1%
債券	79.9%

◆政策アセットミックス基準値

グローバル株式	20.0%
債券	80.0%

資産構成割合の推移<通算企業年金>



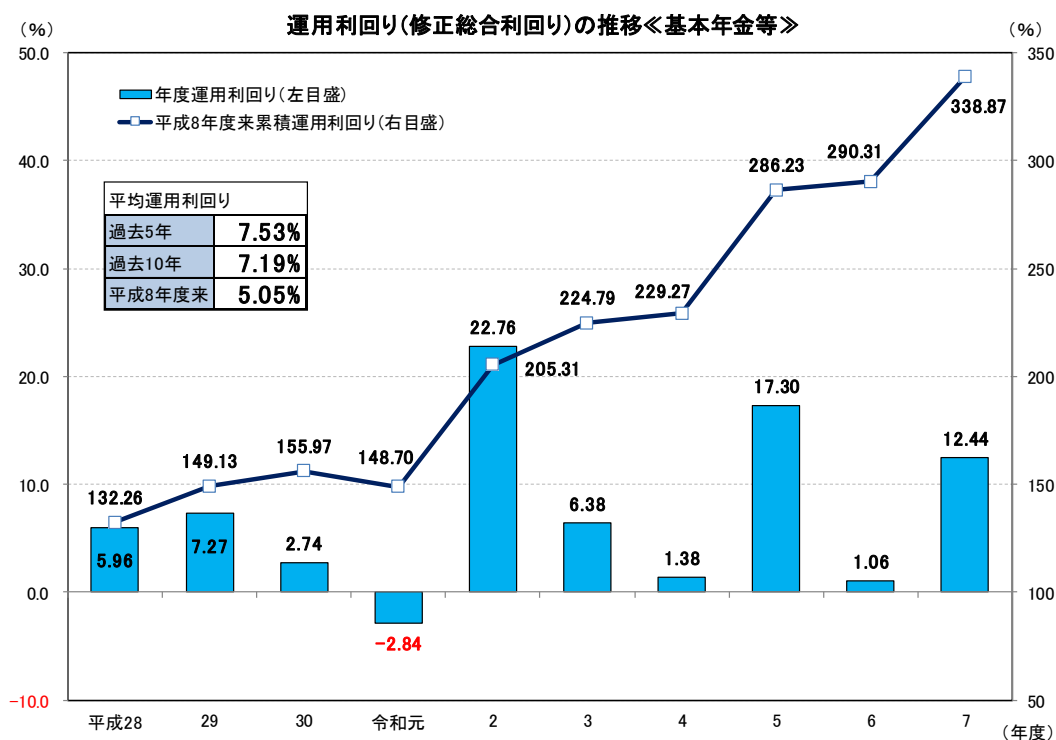
※令和3年度から令和6年度までグローバル株式のベンチマーク基準値を16.0%としていた。

3. 運用利回り

(1) 基本年金等

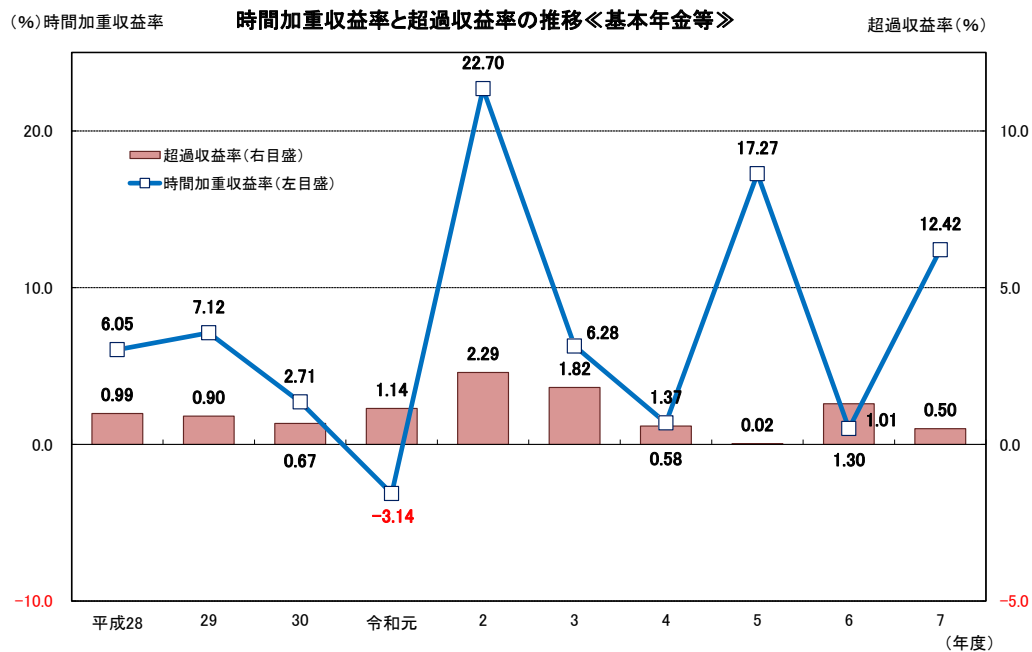
◆修正総合利回り

令和7年度	+12.44%
過去5年平均	+7.53%
過去10年平均	+7.19%
過去30年平均	+5.05% (平成8年度以降)



◆時間加重収益率

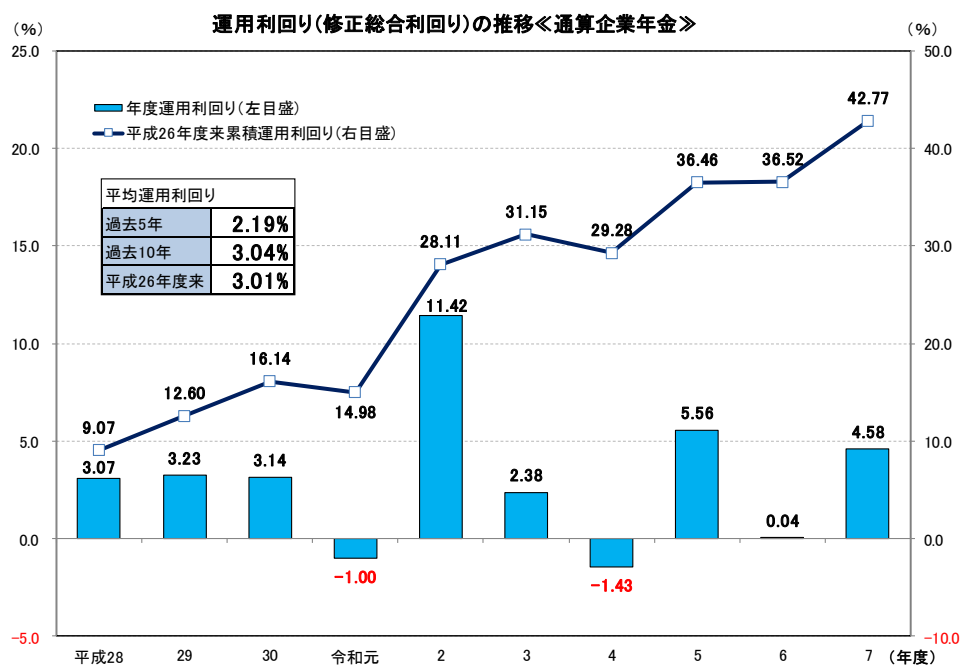
全資産	+12.42%
国内株式	+33.83%
外国株式	+23.01%
国内債券	-2.35%
外国債券	+10.98%
ベンチマーク超過収益率	+0.50%



(2) 通算企業年金

◆修正総合利回り

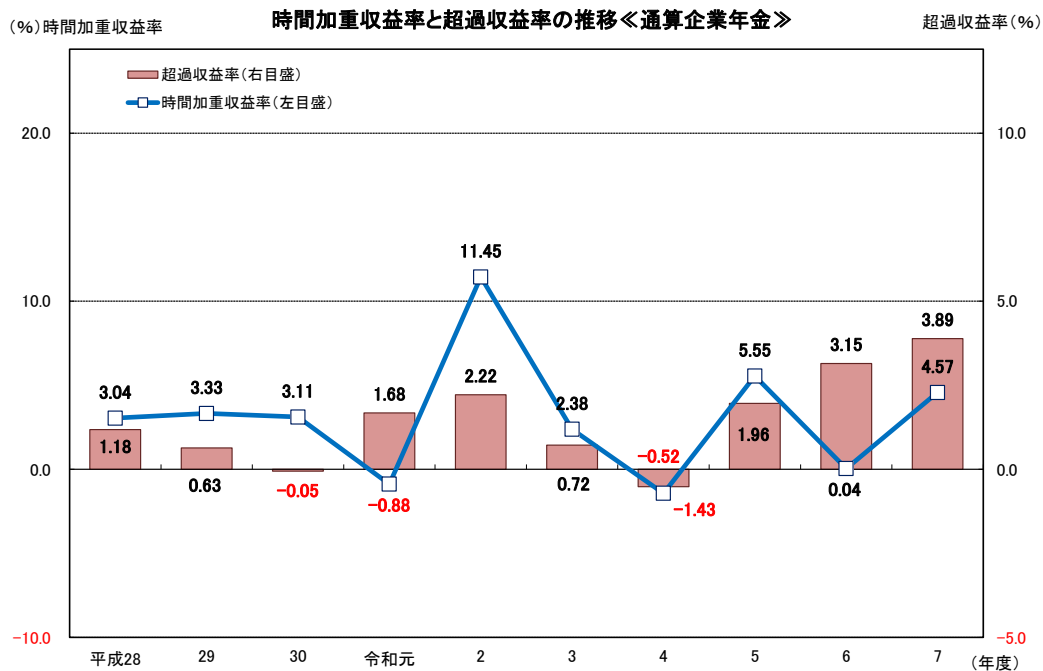
令和7年度	+4.58%
過去5年平均	+2.19%
過去10年平均	+3.04%
過去12年平均	+3.01% (平成26年度以降)



※通算企業年金の資産は、平成26年度より基本年金等の資産から分離して独立したポートフォリオで運用を開始した。

◆時間加重収益率

全資産	+4.57%
グローバル株式	+26.01%
債券	-1.13%
ベンチマーク超過収益率	+3.89%



4. リバランス実施状況

令和7年度は、米国を中心とした金融緩和への転換期待や、AI 関連投資を背景とした企業業績の底堅さを受け、内外株式相場は上昇した。債券相場は、日本銀行の金融政策正常化の進展を受け、日本の長期金利は大きく上昇（債券価格は下落）した。海外金利は、米国ではインフレ沈静化と金融緩和への転換を織り込み、金利はやや低下したが、欧州ではインフレの粘着性を背景に、金融政策の慎重姿勢が維持され、金利は概ね横ばい圏で推移した。

基本年金等ポートフォリオでは、年度内に発生する給付等キャッシュフローを考慮しながら、株式市場が上昇する局面で内外株式を計14回、合計で約7,700億円売却するリバランスを実施した。通算企業年金ポートフォリオでは、グローバル株式を計5回、合計で約340億円売却するリバランスを実施した。その結果、いずれのポートフォリオも政策アセットミックスから大きく乖離することなく、適切に運用リスクの管理を行った。

5. 資産別運用状況

(1) 内外株式（株式代替除く）

《基本年金等》

- 令和7年度末の資産残高は4兆3,362億円で、うち国内株式が1兆9,837億円、外国株式が2兆3,525億円であった。国内株式の約34%はインハウス運用（パッシブ運用）となっている。
- 国内株式のベンチマーク（TOPIX 配当込）超過収益率： -0.80%
 - アクティブ運用のカスタムベンチマーク超過収益率
当年度 : -1.22%
3年平均 : -0.54%（年率）
5年平均 : -0.35%（年率）
 - 当年度中のパッシブ運用の割合は、平均で約41%
- 外国株式のベンチマーク（MSCI-ACWI）超過収益率： -0.67%
 - アクティブ運用のカスタムベンチマーク超過収益率
当年度 : -0.86%
3年平均 : +0.98%（年率）
5年平均 : -0.13%（年率）
 - 当年度中のパッシブ運用の割合は、平均で約21%

《通算企業年金》

- 令和7年度末の資産残高は、1,137億円。
- グローバル株式のベンチマーク（MSCI-ACWI）超過収益率： -1.67%
 - アクティブ運用の超過収益率
当年度 : -0.93%
3年平均 : -0.34%（年率）
5年平均 : +0.28%（年率）
 - 当年度中のパッシブ運用の割合は、平均で約27%

(2) 内外債券（債券代替除く）

《基本年金等》

- 令和7年度末の資産残高は6兆0,499億円で、約80%がインハウス運用となっている。
- 債券代替運用を除く内外債券のベンチマークは、「ブルームバーグ日本総合インデックス」65%、「FTSE 世界国債インデックス（日本を除く、円換算）」35%の割合で加重した複合ベンチマークである。

- 複合ベンチマーク超過収益率（当年度）：+1.41%
 - デュレーション・イールドカーブ効果：+0.28%
リターンがマイナスとなった円建て債券のアンダーウェイト（その結果としての円建て債券のショートデュレーション）がプラス寄与。一方、欧州債やオーストラリア国債のデュレーションのロングポジション等がマイナス寄与。
 - スプレッド効果：+0.36%
クレジット及び欧州周辺国債券等のオーバーウェイトがプラス要因。
 - 通貨選択効果：+0.83%
米ドルのオーバーウェイトが主なプラス要因。
 - 取引その他効果：-0.06%
- ベンチマーク超過収益率（過去平均）
 - 3年平均：+1.34%（年率）
 - 5年平均：+0.83%（年率）

《通算企業年金》

- 令和7年度末の資産残高は2,728億円で、インハウス運用の割合は約94%である。
- 通算企業年金ポートフォリオのベンチマークは、「ブルームバーグ日本総合インデックス」である。
- ベンチマーク超過収益率（当年度）：+0.76%
 - 3年平均：+0.68%（年率）
 - 5年平均：-0.56%（年率）

（3）プライベート・エクイティ（内外株式代替）

- 令和7年度末の資産残高は、1兆1,978億円。
- 令和7年度のキャピタルコール総額は、1,082億円であった。一方で、これを上回る1,743億円の分配金を受領し、キャピタルコールを分配金で賄える自律した状態となっている。
- 地域、戦略等の分散に留意しつつ、向こう数年間の投資をカバーする優良ファンドに対して、リアップ（既存リレーションシップの継続投資）を中心にコミットメント活動を実施した。
- 令和7年度の時間加重収益率は、+15.03%。

(4) ヘッジファンド（国内債券代替）

- 債券代替投資として、リスクを抑え、絶対収益の獲得を目的として運用している（ベンチマークは SOFR）。
- 令和 7 年度末の資産残高は、基本年金等で 1 兆 3,060 億円、通算企業年金で 892 億円。
- 令和 7 年度の時間加重収益率（為替ヘッジ後※）は、基本年金等で+6.31%、通算企業年金で+5.97%。

(5) 不動産（国内債券代替）

- 東京都心部のオフィスビル及び賃貸住宅を中心としたポートフォリオ。私募 REIT にも投資している。
- 令和 7 年度末の資産残高は、基本年金等で 1,268 億円、通算企業年金で 261 億円。
- 令和 7 年度の時間加重収益率は基本年金等で+6.14%、通算企業年金で+5.74%。

(6) インフラストラクチャー及び安定的インカム（国内債券代替）

《インフラストラクチャー投資》

- 令和 7 年度末の資産残高は、基本年金等で 1,339 億円、通算企業年金で 402 億円。
- 令和 7 年度の時間加重収益率（為替ヘッジ後※）は、基本年金等で+6.25%、通算企業年金で+3.04%。

《安定的インカム投資》

- 令和 7 年度末の資産残高は、基本年金等で 525 億円、通算企業年金で 239 億円。
- 令和 7 年度の時間加重収益率（為替ヘッジ後※）は、基本年金等で+1.92%、通算企業年金で+3.06%。

※ 国内債券代替として投資している資産は、為替リスクをフルヘッジしている。

6. スチュワードシップ活動

(1) 国内株式株主議決権の行使状況

➤ 連合会インハウス

行使対象議案数	18,563 件
賛成	16,538 件 (89.1%)
反対・棄権	2,025 件 (10.9%)

➤ 運用委託先の合計

行使対象議案数	10,063 件
賛成	9,410 件 (93.5%)
反対・棄権	653 件 (6.5%)

※令和6年7月～令和7年6月開催の株主総会分。

※子議案ベース。株主提案を除く。

(2) エンゲージメント

連合会は、受託者責任の一側面としてスチュワードシップ責任を認識し、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入れを表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を定め、スチュワードシップ活動を行っている。

連合会は、国内株式の運用を運用機関に委託する「資産保有者としての機関投資家」（アセットオーナー）と、自家運用で国内株式の運用を行う「資産運用者としての機関投資家」（運用機関）の両方の立場にあり、委託先運用機関には投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）等により、企業価値向上を促すよう求めるとともに、連合会自らも、エージェンシーコストの最小化を目的に、投資先企業に対するエンゲージメントと株主議決権行使を行っている。

連合会が自家運用で行う国内株式運用は、パッシブ運用であり、低コスト運用が大きなメリットであるため、投資先企業とのエンゲージメントについては、外部の専門機関の利用や他の機関投資家との協働エンゲージメントの実施により、低コスト運用のメリットが阻害されないよう取り組んでいる。

IV. その他の事業

共同運用事業

令和7年度は4件の追加拠出、2件の一部交付があり、拠出と交付のネット
で2.6億円のキャッシュインとなり、年度末の加入件数は13件、資産残高は
233億円となった。

共同運用事業口の運用利回りは、令和7年度が+4.19%で、複合ベンチマーク
を3.51%上回った。事業開始以来（平成28年10月～）では、年率で+3.36%と
なり、+1.38%の超過リターンとなっている。

事業加入年金基金等には、月次及び四半期の運用状況報告並びに決算報告（事
業報告）に係る付属資料の送付を行うとともに、運用状況説明会（Web会議形式）
を10月に開催した。

事 項	令和4年度	5年度	6年度	7年度
新規加入件数	3件	2件	0件	0件
拠出件数（追加拠出含む）	9件	6件	5件	4件
交付件数（脱退含む）	0件	3件	0件	2件
年度末事業加入件数	11件※	13件	13件	13件
年度末資産残高	184億円	203億円	222億円	233億円

※令和4年度は加入基金同士の合併による事業加入件数1件減少を含む。

V. 連合会全体の適切な運営

1. 監事及び監査法人による会計監査

令和7年度の財務諸表等に対し、監事及び監査法人による会計監査を実施。

2. コンプライアンス・業務監査の徹底

(1) コンプライアンス・契約監視委員会の開催

コンプライアンスの推進及び調達の適正化のためのコンプライアンス・契約監視委員会を毎月開催。議事録を職員に周知徹底。

(2) コンプライアンス・業務監査の定期的な実施

コンプライアンスの推進状況及び業務の遂行状況を確認するため、コンプライアンス・オフィサーによる定例監査を実施。

(3) コンプライアンス研修と意識調査の実施

コンプライアンス意識向上のため、職員対象のコンプライアンス研修を開催するとともに、コンプライアンスについての意識調査を実施。

(4) コンプライアンス・ミーティングの開催

コンプライアンス意識向上及び事故・不適切事項の発生防止のため、各部門においてコンプライアンス・ミーティングを定期的に開催、通年的な取組を実施。

(5) 事務処理要領等の見直し

事故・不適切事項の発生防止のため、各部門においてマニュアルや事務処理要領等の見直しを行い業務上の問題点を改善。

(6) 業務委託先への業務監査の実施

監査マニュアルに基づき、ほぼ全ての業務委託先に対して業務監査を実施。

(7) 監事監査の支援

コンプライアンス・業務監査室として監事監査を支援するため、主として財務諸表について、その基となる預金残高等を定期的に監査。

3. 人財育成（職員研修）

教育訓練基本方針に基づき、対面による集合型研修に加え、公開講座やオンデマンドコンテンツを利用した「階層別研修」及び「全体研修」を実施。また、「テーマ別研修」として、システム開発時に必要となる要件定義スキル基礎研修や情報システム研修などの IT スキル研修を実施。

4. ISMS 及び BCMS の継続的实施

（1）ISMS

中途脱退者及び受給者等の情報資産を保護するため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえた、セキュリティポリシーの更新、第三者によるマネジメント監査及びセキュリティ診断を実施。

（2）BCMS

地震や火災などの災害発生時に、年金給付などの重要業務を確実に継続するため、事業継続計画に基づく事業継続マネジメントシステム（BCMS）を継続的に実施。

5. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施

情報セキュリティに関する意識を高め、有事の際の実効性を確認するため、厚生労働省による情報セキュリティインシデントの対処に係る連携訓練（CSIRT^{※1} 訓練）、情報通信研究機構（NICT）による実践的サイバー防御演習（CYDER^{※2}）への参加及び連合会役職員に対して標的型攻撃メール訓練を実施。また、テレワークを安全に利用するためのセキュリティの高いネットワーク運用を継続実施。

※1 CSIRT（Computer Security Incident Response Team）とは、それぞれの組織内におかれた、情報セキュリティ問題を専門に扱うインシデント対応チーム。

※2 CYDER（Cyber Defense Exercise with Recurrence）とは、サイバー攻撃を受けた際の一連の対応をパソコンを操作しながらロールプレイ形式で体験する演習。

6. 地方協議会等の運営支援及び連携強化

地方協議会等で行う役職員対象研修・講習会等に、連合会役職員を講師として派遣（連合会会議室等からのライブ配信を含め、計 10 件）。

地方協議会活動の活性化のため、地方協議会等の活動状況をホームページに掲載。

また、地方協議会との連携強化を図るため、連合会役職員と地方協議会役員との意見交換会を実施（4 回）。

連合会が対処すべき課題

1. 企業年金制度の普及・発展に関する対応

企業年金のナショナルセンターとして、企業年金制度全般のあり方や普及・発展のための方策等について、関係各方面に働きかけを行う。

2. 企業年金の価値向上に有意義な施策の展開とサービス提供

確定給付企業年金、確定拠出年金及び厚生年金基金といった各企業年金の多様なニーズを的確に捉え、企業年金を取り巻く状況に応じた有意義な施策とサービスを展開し、企業年金全体の価値向上に努める。

3. 年金記録の適正な管理及び確実な年金支給

中途脱退者等記録を適正に管理し、裁定、死亡失権及び支給停止等に係る事務を円滑に遂行し、受給権者に対して確実な年金支給に努める。

4. 年金資産の効率的な管理運用

変動の大きい運用環境を踏まえて、年金給付を確実にを行うため、積立不足に陥る確率の極小化を目指すとする「年金資産運用の基本方針」の目標に基づき、リスク管理を重視し、運用体制の整備・強化を図りながら、引き続き効率的運用を推進する。

5. 裁定請求書未提出者の解消

裁定請求書不達者に対しては、日本年金機構や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）などからの送付先住所取得に努め、請求保留者に対しては、年金見込額等を記載した案内文書の裁定請求書への同封など、裁定請求書未提出者解消に向けた様々な対策を引き続き実施するとともに、より効果的な対策について検討を行う。

連合会の概要（令和 7 年度末現在）

1. 設立根拠

昭和 42 年 2 月に「厚生年金保険法」に基づき、「厚生年金基金連合会」として、厚生大臣の認可を得て設立。

平成 14 年 4 月の特別民間法人化を経て、平成 17 年 10 月、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び連合会の間で加入員等の年金原資の移換が可能となり、「企業年金連合会」に改組（平成 16 年 6 月の厚生年金保険法の改正）。

平成 26 年 4 月 1 日施行「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）において、確定給付企業年金法に基づく新たな企業年金連合会が設立されるまでの間、中途脱退者等に対する老齢年金給付等の支給等を行うためなお存続するものとされている。

2. 事業所の所在地

東京都港区芝公園 2 丁目 4 番 1 号

3. 所管官庁

厚生労働省

4. 主な事業

平成 25 年改正法附則第 40 条に基づき、次の事業を実施。

- （1）中途脱退者及び解散基金加入員等に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給
- （2）企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業
- （3）会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの
 - ① 会員の行う事業についての助言及び連絡
 - ② 会員に関する教育、情報の提供及び相談
 - ③ 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
 - ④ その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業
- （4）確定給付企業年金及び厚生年金基金から拠出された年金資産をまとめ、資産規模を大きくすることにより効率的な資産運用を実施する共同運用事業
- （5）確定給付企業年金、企業型確定拠出年金及び厚生年金基金から委託を受けて情報収集等業務を行う事業

(6) 企業型確定拠出年金を実施する事業主または国民年金基金連合会の委託を受けて、確定拠出年金の加入者等が適切な資産運用を行えるように投資教育を実施する事業

(7) 私的年金制度（企業年金・個人年金制度）の啓発を行い、また私的年金制度が普及するための環境の整備を行う事業

連合会の役職員

1. 評議員・役職員数の推移

(人)

事 項	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末
評議員	33	32	33	33
役 員	15	14	15	15
常勤理事	3	3	3	3
非常勤理事 (監事含む)	12	11	12	12
職 員	127	130	129	126

※令和5年度末時点における、評議員、非常勤理事（監事を含む）については、1名欠員。

2. 役員一覧（令和7年度末現在）

任期 令和7年4月より2年

氏名	役職	経歴又は現職
鮫島 正大	理事長（常勤）	[元]株式会社 格付投資情報センター 取締役会長
福本 浩樹	常務理事（常勤）	[元]三井住友海上火災保険株式会社 顧問
中村 明弘	運用執行理事（常勤）	[元]企業年金連合会 年金運用部長
黒田 隆士	理事（非常勤）・評議員	七十七銀行企業年金基金
大八木 勢一	理事（非常勤）・評議員	JTB 企業年金基金
嶋野 貞雄	理事（非常勤）・評議員	関東電気工事業企業年金基金
本橋 とも子	理事（非常勤）・評議員	トヨタ自動車企業年金基金
岡本 総一郎	理事（非常勤）・評議員	大阪薬業企業年金基金
竹内 都美子	理事（非常勤）・評議員	マツダ企業年金基金
簡 貴弘	理事（非常勤）・評議員	ふくおかフィナンシャルグループ企業年金基金
松永 恭興	理事（非常勤）・評議員	日立企業年金基金
堀川 大介	理事（非常勤）・評議員	NEC企業年金基金
岡本 弘	理事（非常勤）・評議員	電子情報技術産業企業年金基金
森永 浩康	監事（非常勤）・評議員	味の素企業年金基金
酒匂 明彦	監事（非常勤）・評議員	全国情報サービス産業企業年金基金

企業年金連合会 標語

企業年金の^{あした}明日を担う

運営理念

企業年金連合会 使命

企業年金連合会は、

企業年金の通算事業と企業年金に対するサービスの提供を通じて、
企業年金の加入者・受給者の福祉を守り、
企業年金に対する理解と評価を高め、
企業年金の発展を図る。

行動憲章

1. 加入者・受給者へのサービス

私たちは、これから年金を受ける方、すでに年金を受けられている方が安心して年金を受けられるよう、親切な対応と正確・迅速な業務の遂行に努めます。

2. 会員へのサービス

私たちは、会員の要望を真摯に受け止め、質の高いサービスを積極的に提供します。

3. 企業年金制度の充実と発展

私たちは、日本の企業年金制度の充実と発展を目指した活動を行います。

4. 資産の安全かつ効率的な管理・運用

私たちは、お預かりした年金資産を安全かつ効率的に管理・運用します。

5. 法規範の遵守

私たちは、高い倫理観を持ち、法規範、社会のルールを遵守して行動します。

6. 個人情報の保護

私たちは、個人情報の重要性を常に認識し、安全な管理を徹底します。

7. 職場環境の充実

私たちは、お互いに協力し合い、自由に意見交換の出来る風通しの良い職場環境を作ります。

令和7年度 業務報告書

PFA DISCLOSURE 2025



Pension Fund Association

企業年金連合会

企業年金の明日を担う

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1

芝パークビルB館10階・11階

URL <https://www.pfa.or.jp/>